

幼保連携型認定こども園教育・保育要領として特に配慮すべき事項等反映(案)【「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」幼児教育部分抜粋】

1. 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

(1) 幼児教育

①現行幼稚園教育要領等の成果と課題

- 幼稚園教育要領は、これまで「環境を通して行う教育」を基本とし、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行ってきたところであり、現行幼稚園教育要領では、言葉による伝え合いや幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などについて充実を図り、その趣旨については、国立教育政策研究所の教育課程研究指定校の研究成果等から、おおむね理解されていると考えられる。
- 一方で、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼稚園教育と小学校教育との接続では、子供や教員の交流は進んできているものの、教育課程の接続が十分であるとはいえない状況であったりするなどの課題も見られる。
- また、近年、国際的にも忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果をはじめ、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるという調査結果などから、幼児教育の重要性への認識が高まっている。
- さらに、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼稚園等を通じて全ての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められてきている。
- このため、前述のような研究成果や調査結果を踏まえつつ、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めた全ての施設全体の質の向上を図っていくことが必要となっている。

②幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントについて

- 幼児教育において育みたい資質・能力の実現に向けては、幼稚園等において、子供の姿や地域の実情等を踏まえつつ、どのような教育課程を編成し、実施・評価し改善していくのかというカリキュラム・マネジメントを確立することが求められる。

- カリキュラム・マネジメントは、教職員が全員参加で、幼稚園等の特色を構築していく営みであり、園長のリーダーシップの下、全ての教職員が参加することが重要である。また、こうしたカリキュラム・マネジメントを園全体で実施していくためには、教員一人一人が教育課程をより適切なものに改めていくという基本的な姿勢を持つことも重要である。
- 幼稚園等では、教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること、家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと、預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていることなどから、カリキュラム・マネジメントは極めて重要である。
- このため、幼稚園等においては、以下の三つの側面からカリキュラム・マネジメントを捉える必要がある。
 - i) 各領域のねらいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の学びを念頭に置きながら、幼児の調和の取れた発達を目指し、幼稚園等の教育目標等を踏まえた総合的な視点で、その目標の達成のために必要な具体的なねらいや内容を組織すること。
 - ii) 教育内容の質の向上に向けて、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - iii) 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。
- 各幼稚園等では、これまで以上に前述の三つの側面からカリキュラム・マネジメントの機能を十分に発揮して、幼児の実態等を踏まえた最も適切な教育課程を編成し、保護者や地域の人々を巻き込みながらこれを実施し、改善・充実を図っていくことが求められる。

③幼児教育において育みたい資質・能力と幼児期にふさわしい評価の在り方について

i) 幼児教育における「見方・考え方」

- 幼児期は、幼児一人一人が異なる家庭環境や生活経験の中で、自分が親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を感じ取ったり気付いたりする時期であることから、「見方・考え方」も園生活全体を通して、一人一人の違いを受け止めて培うことが大切である。
- 幼児教育における「見方・考え方」は、幼児がそれぞれの発達に即しながら身近な環境に主体的に関わり、心動かされる体験を重ね遊びが発展し生活が広がる中で、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、諸感覚を働かせながら、試行

錯誤したり、思い巡らしたりすることである。

- また、このような「見方・考え方」は、遊びや生活の中で幼児理解に基づいた教員による意図的、計画的な環境の構成の下で、教員や友達と関わり、様々な体験をすることを通して広がったり、深まったりして、修正・変化し発展していくものである。こういった「見方・考え方」が幼稚園等における学びにつながるものである。
- このような様々な体験等を通して培われた「見方・考え方」は、小学校以降において、各教科等の「見方・考え方」の基礎になるとともに、これらを統合化することの基礎ともなるものである。

ii) 幼児教育において育みたい資質・能力の整理と、小学校の各教科等との接続の在り方

- 育成を目指す資質・能力の三つの柱は、「高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何か」という観点や、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点を共有しながら、各学校段階の各教科等において、系統的に示されなければならないこととされている。
- 幼児教育においては、幼児期の特性から、この時期に育みたい資質・能力は、小学校以降のような、いわゆる教科指導で育むのではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むことが重要である。このため、資質・能力の三つの柱を幼児教育の特質を踏まえ、より具体化すると、以下のように整理される。
 - ア 「知識・技能の基礎」(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かたり、何ができるようになるのか)
 - イ 「思考力・判断力・表現力等の基礎」(遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)
 - ウ 「学びに向かう力・人間性等」(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか)
- これらの資質・能力は、現行の幼稚園教育要領等の5領域¹⁰⁶の枠組みにおいても育んでいくことが可能であると考えられることから、幼稚園教育要領等の5領域は引き続き、

¹⁰⁶ 幼稚園教育の「ねらい」と「内容」を発達側面からまとめたもので、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」からなる。

維持することとする。なお、幼児教育の特質から、幼児教育において育みたい資質・能力は、個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」を一体的に育てていくことが重要である。

- また、5領域の内容等を踏まえ、5歳児修了時まで育ててほしい具体的な姿を平成22年に取りまとめられた「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」を手掛かりに、資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、明らかにしたものが、以下の「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」である。

ア 健康な心と体

幼稚園生活の中で充実感や満足感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出していけるようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしなどして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。

ウ 協同性

友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりを作ったり守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。

遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになる

もに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。

身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみを持って接し、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

ク 数量・図形、文字等への関心・感覚

遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。

ケ 言葉による伝え合い

言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。

- この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5領域の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半にねらいを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理したものであり、それぞれの項目が個別に取り出されて指導されるものではない。もとより、幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、これらの姿が育っていくことに留意する必要がある。
- また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児においても、これを念頭に置きながら5領域にわたって指導が行われることが望まれる。その際、3歳児、4歳児それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことに留意する必要がある。
- さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児後半の評価の手立てともなるものであり、幼稚園等と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されること

により、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待できる。

- 小学校の各教科等においても、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫を行うとともに、子供の生活の流れの中で、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるような工夫を行いながら、幼児期に生まれた資質・能力を徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく必要がある。

iii) 資質・能力を育む学びの過程の考え方

- 幼児教育において、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である。「論点整理」においては、習得・活用・探究という学びの過程の重要性が提言されており、幼児教育においても、資質・能力を育む上で学びの過程を意識した指導が重要である。
- 幼児教育における学びの過程は、発達の段階によって異なり、一律に示されるものではないが、一例を示すとすれば、5歳児の後半では、遊具・素材・用具や場の選択等から遊びが創出され、やがて楽しさや面白さの追求、試行錯誤等を行う中で、遊びへ没頭し、遊びが終わる段階でそれまでの遊びを振り返るといった過程をたどる。
- 前述のような学びの過程が実現するには、教員は、幼児教育において育みたい資質・能力を念頭に置いて環境を構成し、このような学びの過程の中で、一人一人の違いにも着目しながら、総合的に指導していくことが前提となる。

iv) 幼児期にふさわしい評価の在り方

- 幼稚園における評価については、現行の幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるものを評価してきたところである。
- 次期幼稚園教育要領等においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化の方向性が示されることに伴い、幼児期の評価についても、その方向性を踏まえ、改善を図る必要がある。
- 具体的には、幼児一人一人のよさや可能性を評価するこれまでの幼児教育における評価の考え方は維持しつつ、評価の視点として、幼稚園教育要領等に示す各領域のねらいのほか、5歳児については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた視点を新たに加えることとする。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものでないことに留意するようにする。
- また、幼児の発達の状況を小学校の教員が指導上参考にできるよう、指導要録の示し方の見直しを図るとともに、指導要録以外のものを含め、小学校と情報の共有化の工夫を図る。

- その他、日々の記録や、実践を写真や動画などに残し可視化したいいわゆる「ドキュメンテーション」、ポートフォリオなどにより、幼児の評価の参考となる情報を日頃から蓄積するとともに、このような幼児の発達の状況を保護者と共有することを通じて、幼稚園等と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進めていくことが大切である。

④資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実

- 幼児教育は、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした教育を実践することが何よりも大切であり、教員は、幼児の自発的な遊びを生み出すために必要な環境を構成することが求められる。
- 特に、近年、少子化や都市化等の進行によって、友達との外遊びや自然に触れ合う機会が減少してきていることから、教員は、戸外で幼児同士が関わり合ったり、自然との触れ合いを十分に経験したりすることができる環境を構成していくことが重要となっている。
- 先に述べた幼児教育において育みたい資質・能力は、このような遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育てていくものであり、これまで幼児教育において大切にされてきた社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものの育成も含め、以下に述べる教育内容等の改善を通じて更に充実を図り、小学校以降の学びにつなげていく必要がある。

i) 幼稚園教育要領等の構成の見直し

- カリキュラム・マネジメントや学習・指導方法の改善など各学校種共通で示された学習指導要領等の総則の見直しのほか、幼稚園教育要領等固有の主な構成の見直しについては、以下のとおりである。
- 預かり保育など教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などについては、これまでも教育課程に係る教育活動を考慮して行われてきたところであるが、幼児の生活を、見通しを持って把握し、幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントを充実する観点から、教育課程や預かり保育を含め、登園から降園までの幼児の生活全体を捉えた全体的な計画の作成を幼稚園教育要領等に位置付ける。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る観点から、5歳児修了時まで育ててほしい具体的な姿について10項目に整理した「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」¹⁰⁷を幼稚園教育要領等に新たに位置付ける。

¹⁰⁷ 「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」については、幼稚園等のみならず、家庭に対しても、その周知を図っていくことが求められる。

ii) 資質・能力の整理を踏まえた教育内容の見直し

- 育成を目指す資質・能力については、幼児教育から高等学校教育までを通じて、見直しを持って系統的に示す必要があることから、現在の領域構成を引き継ぎつつ、資質・能力の三つの柱に沿って、内容の見直しを図る。

iii) 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

- 近年の子供の育ちを巡る環境の変化等を踏まえた教育内容の見直しについては、以下のとおりである。
- 安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育む観点から、状況に応じて自ら機敏に行動することができるようにするとともに、安全についての理解を深めるようにする。
- 幼児期における多様な運動経験の重要性の指摘を踏まえ、幼児が遊ぶ中で体の諸部位を使った様々な体験を重視するとともに、食の大切さに気付いたり、食に対する態度を身に付けたりすることを通じて、幼児の心身の健やかな成長の増進を図るようにする。
- 幼児期におけるいわゆる非認知的能力を育むことの重要性の指摘等を踏まえ、身近な大人との深い信頼関係に基づく関わりや安定した情緒の下で、例えば、親しみや思いやりを持って様々な人と接したり、自分の気持ちを調整したり、くじけずに自分でやり抜くようにしたり、前向きな見直しを持ったり、幼児が自分のよさや特徴に気付き、自信を持って行動したりするようにする。
- 学びの過程の重要性を踏まえ、具体的な活動の中で、比べる、関連付ける、総合するといった、思考の過程を示すなど、思考力の芽生えを育むようにする。
- 「社会に開かれた教育課程」の重要性を踏まえ、自然に触れたり、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に触れたり、異なった文化等に触れたりし、これらに親しみを持てるようにするなどして、幼児に、自然や身の回りの物を大切にする態度や、社会とのつながりの意識を育んだり、多様性を尊重する態度や国際理解の意識の芽生え等を育んだりするようにする。その際、園内外の行事を活用することも有効と考えられる。
- 視聴覚教材等については、幼児教育では、直接体験が重要であることを踏まえつつ、例えば、日頃の幼稚園生活では体験することが難しい体験を補完したりする場合や、幼児がより深く知りたいと思ったり、体験を深めたいと思ったりした場合の活用法を示すことを検討する。
- 幼児期における言語活動の重要性を踏まえ、幼児が言葉のリズムや響きを楽しんだり、知っている言葉を様々な使いながら、未知の言葉と出会ったりする中で、言葉の獲得の楽しさを感じたり、友達や教員と言葉でやり取りしながら自分の考えをまとめたりするようにする。
- 身近な自然や生活の中にある、何気ない音や形、色に気付き楽しむことが、幼児の豊

かな感性や自分なりの表現を培う上で大切であることから、自然や生活の中にある音や素材に触れる機会の充実を図るようにする。

iv) 幼稚園における預かり保育と子育ての支援の充実

- 社会と教育課程のつながりを大切にする「社会に開かれた教育課程」としての役割は、預かり保育や子育ての支援を通じて、施設や機能を開放してきた幼稚園では、これまでも担われてきたものである。近年の社会環境の急速な変化に対応し、今後も、幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくためには、以下のような改善を図っていく必要がある。
- 幼稚園生活全体を通じて幼児の発達を把握し、幼稚園生活を更に充実する観点から、預かり保育について、教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画、実施する必要があることや地域の人々との連携などチームとして取り組むことの例を示す。
- 幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を一層果たしていく観点から、子育ての支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら取り組むようにする。

⑤学びや指導の充実と教材の充実

i) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 幼児教育における重要な学習としての遊びは、環境の中で様々な形態により行われており、以下のアクティブ・ラーニングの視点から、絶えず指導の改善を図っていく必要がある。その際、発達の過程により幼児の実態は大きく異なることから、柔軟に対応していくことが必要である。
- ① 周囲の環境に興味や関心を持って積極的に働き掛け、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待を持ちながら、次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ② 他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③ 直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返す、生活を意味あるものとして捉える「深い学び」が実現できているか。

ii) 教材の在り方

- 教科書のような主たる教材を用いるのではなく、体を通して体験的に学ぶ幼児教育において、幼児が主体的に活動を展開できるかどうかは、教員の環境の構成に懸かってお

り、教員が日常的に教材を研究することは極めて重要である。また、継続的な教材研究により教材の質が高まることで、「見方・考え方」も発展させることが期待できる。

- このため、幼児の発達に即して、幼児の経験に必要な遊具や用具、素材等の検討・選択及び環境の構成の仕方など、教員による日々の継続的な教材研究の必要性などについて、明確化を図る。

⑥幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

(在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮)

- 在園時間や期間等が異なる多様な園児一人一人の乳児期からの発達の連続性とそれに応じた学びの連続性を押さえながら、園児一人一人の育ちを確保していく。その上で、園での環境と家庭との連携について明記する。
- 在園時間等、一日の生活リズムの異なる園児と一緒に生活することを念頭に、例えば、活動内容や時間の選択肢を増やすなど、個々の実態に即した生活ができるように配慮することが望ましい。
- 指導計画の作成においては、一日の生活を見通して作成する必要がある。その際、一日の様々な時間を担当する保育教諭等が話し合い、協力して作成することが望ましく、その過程で、園児の理解を深め、教育及び保育の方向性を共有することが重要である。
- 登園する園児と登園しない園児がいる期間中は、家庭と園で過ごす園児がいることを前提とした、それぞれの園児や保護者に対する配慮が必要であり、全園児で園生活を再開する際に、それぞれの多様な経験が生かされるようにするとともに、生活が円滑にはじめられるよう工夫することが重要である。
- 教育及び保育時間が異なる園児がいること、在園期間が異なる園児がいることなどを前提に、幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を踏まえながら、教育及び保育の全体的な計画を策定するということが重要である。

(2歳児の学級から3歳児の学級への移行に当たっての配慮)

- 2歳児後半から3歳児以上の園児との交流の機会をつくりながら、園児一人一人が期待感や安心感を持って3歳児の学級に移行できるようにすることが望ましい。
- 集団生活の経験年数の違う園児と一緒に過ごす3歳児の学級では、園児及び保護者と担任の保育教諭等が信頼関係を築くとともに、2歳児から移行する園児と3歳児から入ってくる園児同士のつながりをつくっていくことが重要である。

(子育ての支援に当たっての配慮)

- 生活形態が異なる保護者間の相互理解や交流が深まるよう工夫すること。その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合うなどの視点も重要である。

⑦必要な条件整備等について

- 教育の成果は、その担い手である教員の資質・能力に負うところが大きく、特に、幼

児教育において、教員は幼児のモデルとして様々な役割を果たしており、与える影響も極めて大きい。加えて、幼稚園等は、若い世代の入れ替わりが多く、経験に基づく知見が蓄積されにくく、また、預かり保育や子育ての支援など教育課程以外の活動へのニーズの高まりから研修時間の確保が難しくなっている現状を踏まえると、資質・能力の向上を図るための研修の在り方が喫緊の検討すべき課題となっている。

- このため、各幼稚園等においては、教員以外の職員も含め、相互に日頃の実践についての意見交換やテーマに基づく研究の実施など、園内研修の継続・充実を図るとともに、園外研修の機会の確保を図ることが必要である。その際、特に近年の幼稚園等の小規模化を踏まえ、複数の園による多様な立場にある教員等の交流の機会を確保することも重要である。また、国や教育委員会等においては、指導方法等に関して参考となる教材の開発や研修体制の充実を図るとともに、幼稚園等においては、地域の幼稚園教諭の教職課程を有する大学・学部や幼児教育研究団体等との連携も必要である。とりわけ、地域の幼稚園教諭の教職課程を有する大学・学部においては、最新の知見に基づいた教育・研究が期待されることから、常に最新の情報の獲得に努めることが求められる。
- また、各地域における幼児教育の質の充実を図るためには、市区町村を中心に幼児教育の経験を持った指導主事の配置や幼稚園、保育所、認定こども園等を巡回して指導・助言を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置や、都道府県を中心に地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置など幼児教育の推進体制の整備が求められる。
- 今後とも、幼児教育の質の向上を図っていくためには、中長期的な観点から幼児教育に関する基礎的な研究を行う必要がある。このため、平成28年度より国立教育政策研究所に新たに設置された幼児教育研究センターを中心にして、継続的に政策効果に関する調査研究活動を行っていくことが求められる。
- また、現在、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂の検討が進められているが、これらの改訂に当たっては、幼稚園教育要領の改訂の方向性と内容の整合性の確保が図られるとともに、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園と小学校教育との円滑な接続が一層推進されることが望まれる。
- ~~幼保連携型認定こども園の教育及び保育については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を確保しなければならないとされていることを踏まえ、現在、行われている保育所保育指針の改定に向けた検討との整合性を図るなど、関係府省と連携しながら引き続き審議することとする。~~

幼稚園教育要領の改善のイメージ

- ・赤字：小学校学習指導要領・改善のイメージ案との相違点
- ・アンダーライン：現行幼稚園教育要領との相違点
- ・(新)：新たに加える事項 (新※)：新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
- ・(第3章)：現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項

※今後、小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)の修正などに伴い、変更の可能性がある。

現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台)	小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)
	前文	前文
	⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す	⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
<p>第1 幼稚園教育の基本</p> <p>教育基本法、学校教育法等の法令に示された幼稚園教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人格形成の基礎を培うこと、環境を通して行う教育 <ol style="list-style-type: none"> 1 幼児期にふさわしい生活の展開 2 遊びを通しての総合的な指導 3 一人一人の発達の特性に応じた指導 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な環境の構成、教師の役割 	<p>第1 幼稚園教育の基本 何ができるようになるか</p> <p>教育基本法、学校教育法等の法令に示された幼稚園教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人格形成の基礎を培うこと、環境を通して行う教育 <ol style="list-style-type: none"> 1 幼児期にふさわしい生活の展開 2 遊びを通しての総合的な指導 3 一人一人の発達の特性に応じた指導 ・育みたい資質・能力と各領域、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)との関係(新) ・教師の役割(第3章) ・教材研究(新) ・幼稚園教育を通じて育みたい資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係(新) ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(新) ・資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現(新) ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性(新) ・各領域のねらいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校での学びを念頭に置きながら、幼稚園等の教育目標等を踏まえた総合的な視点でねらいや内容を組織すること(新) ・教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を効果的に組み合わせることで実施することの必要性(新) ・幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図るPDCAサイクルを確立すること。(新) <p style="text-align: center;">1</p>	<p>第1 小学校教育の基本 何ができるようになるか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学校教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義 2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成 <ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣 ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成 ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導 3 小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力 <ul style="list-style-type: none"> ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について ・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係 ・各教科等間で育成する資質・能力との関係 ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性 4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性 ・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせることで実施することの必要性 ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

幼稚園教育要領の改善のイメージ

※今後、小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)の修正などに伴い、変更の可能性がある。

・赤字:小学校学習指導要領・改善のイメージ案との相違点
 ・(新):新たに加える事項 (新※):新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
 ・(第3章):現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項
 ・アンダーライン:現行幼稚園教育要領との相違点

現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台)	小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
<p>第2 教育課程の編成</p> <p>・教育課程編成の基本</p> <p>1 ねらいと内容を組織すること、幼児期の発達の特徴を踏まえること、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつこと</p> <p>2 教育週数</p> <p>3 教育時間</p>	<p>第2 教育課程^等の編成 何を学ぶか</p> <p>1 <u>学校教育目標に基づいた教育課程の編成(新)</u> ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。(新)</p> <p>2 教育課程の編成の基本 ・ねらいと内容を組織すること、幼児期の発達の特徴を踏まえること、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持つこと ・<u>全体的な計画の作成の配慮事項(新)など</u> ・教育週数 ・教育時間</p> <p>3 <u>幼稚園と小学校との接続(第3章)</u></p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>第2 教育課程の編成 何を学ぶか</p> <p>1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成 ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。</p> <p>2 教育課程の編成における共通的事項(授業時数、内容の取扱い) ・年間の授業日数(週数) ・児童会活動、クラブ活動、学校行事 ・1単位時間の適切な設定 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割 ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨 ・複式学級</p> <p>3 学校段階間の接続 ・幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム(低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導などの工夫) ・小学校と中学校の接続と義務教育学校(義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定)</p> <p>4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係</p> <p>5 調和の取れた全体の指導計画 ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導 ・2学年を見通した指導 ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合科的・関連的な指導</p>

幼稚園教育要領の改善のイメージ

※今後、小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)の修正などに伴い、変更の可能性がある。

・赤字: 小学校学習指導要領・改善のイメージ案との相違点
 ・アンダーライン: 現行幼稚園教育要領との相違点
 ・(新): 新たに加える事項 (新※): 新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
 ・(第3章): 現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項

現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台)	小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	<p>第3 指導計画の作成・実施と評価(新)</p> <p>1 指導計画の作成・実施</p> <p><u>(1) 指導計画の考え方(第3章)</u></p> <p>・<u>指導計画の考え方(第3章)</u></p> <p><u>(2) 指導計画の作成上の留意事項(第3章)</u></p> <p>・<u>指導計画の作成(第3章)</u></p> <p>・<u>入園から修了までの生活(第3章)</u></p> <p>・<u>長期の指導計画と短期の指導計画(第3章)</u></p> <p><u>(3) 指導計画の実施上の留意事項(第3章)</u></p> <p>・<u>育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性(新)</u></p> <p>・<u>言語活動の充実(新※)</u></p> <p>・<u>体験の多様性と関連性(第3章)</u></p> <p>・<u>幼児が見通しを立てたり振り返ったりする活動(新※)</u></p> <p>・<u>指導上の工夫(第3章)</u></p> <p>・<u>個から集団へ(新)</u></p> <p>・<u>安全に関する事項(第3章)</u></p> <p>・<u>行事の指導(第3章)</u></p> <p>・<u>視聴覚教材等の活用(新※)</u></p> <p>2 評価の充実(新)</p> <p>・<u>ねらい及び内容、5歳児の評価において幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)を踏まえた評価を行う(新)</u></p> <p>・<u>評価による指導の改善(新※)</u></p>	<p>第3 教育課程の実施と学習評価</p> <p>1 教育課程の実施</p> <p>どのように学ぶかが身に付いたか</p> <p>(1) 指導内容の具体化</p> <p>・第2章以下に示す各教科等の内容のまとめ(単元、題材、主題など)ごとに、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性</p> <p>・特に重要となる学習活動の在り方</p> <p>－資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性</p> <p>－体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習</p> <p>－児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動(↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)</p> <p>(2) 教育課程の実施上の留意事項</p> <p>・発展的な内容の指導と留意点</p> <p>・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)(※第2の3との関係整理)</p> <p>・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実</p> <p>2 学習評価の充実</p> <p>・各教科等の目標に応じて評価を行う</p> <p>・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(※各教科等の観点は示さない)</p> <p>・評価による指導の改善、学習意欲の向上</p>

幼稚園教育要領の改善のイメージ

※今後、小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)の修正などに伴い、変更の可能性がある。

・赤字: 小学校学習指導要領・改善のイメージ案との相違点
 ・アンダーライン: 現行幼稚園教育要領との相違点
 ・(新): 新たに加える事項 (新※): 新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
 ・(第3章): 現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項

現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台)	小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	<p>第4 幼児の発達を踏まえた指導(新)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 個々の幼児の発達をどのように支援するか </div> <p>1 障害のある幼児への指導(第3章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の幼児の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと(第3章) ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について(第3章) <p>2 海外から帰国した幼児等の園生活への適応や日本語指導(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の幼児の園生活への適応と外国における経験をいかした指導(新) ・日本語の習得に困難のある幼児への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと(新) <p>3 満3歳児への指導(新)</p>	<p>第4 児童の発達を踏まえた指導</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 個々の児童の発達をどのように支援するか </div> <p>1 児童の発達の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導を充実すること ・各教科等の指導に当たり、児童が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること ・児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること <p>2 特別な配慮を必要とする児童への指導</p> <p>(1) 障害のある児童への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと ・特別支援学級における教育課程の構造、配慮事項について ・通級による指導に関する教育課程の構造、配慮事項について ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について <p>(2) 海外から帰国した児童等の学校生活への適応や日本語指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語の習得に困難のある児童への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

幼稚園教育要領の改善のイメージ

・赤字: 小学校学習指導要領・改善のイメージ案との相違点
 ・アンダーライン: 現行幼稚園教育要領との相違点
 ・(新): 新たに加える事項 (新※): 新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
 ・(第3章): 現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項

※今後、小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)の修正などに伴い、変更の可能性がある。

現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台)	小学校・総則の改善のイメージ(たたき台)
第1章 総則	第1章 総則	第1章総則
<p>第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など ・教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動、子育ての支援</p>	<p>第5 幼稚園生活の充実のための学校運営上の留意事項 実施するために何が必要か</p> <p>1 幼稚園における指導体制の充実(新) ・<u>学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)(新)</u> ・<u>学校間の連携、交流(第3章)</u></p> <p>2 家庭・地域との連携・協働(新) ・<u>家庭や地域との連携・協働(第3章)</u> ・<u>障害のある幼児との交流及び共同学習(第3章)</u> ・<u>高齢者などとの交流の機会(新)</u></p> <p>第6 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など ・教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動、子育ての支援</p>	<p>第5 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項 実施するために何が必要か</p> <p>1 学校の指導体制の充実 ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制) ・学校間の連携、交流</p> <p>2 家庭・地域との連携・協働 ・家庭や地域との連携・協働 ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習 ・高齢者などとの交流の機会</p> <p>第6 道徳教育推進上の配慮事項 ・全体計画の作成、道徳教育推進教師 ・指導内容の重点化(低・中・高) ・豊かな体験の充実 ・家庭、地域との連携・協働</p> <p>別表 各教科等の見方・考え方 ⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す</p>
第2章 ねらい及び内容	第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)	
・「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」	<p>第1 ねらい及び内容 ⇒資質・能力による見直しや現代的な諸課題を踏まえた「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の内容等を示す</p> <p>第2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)(新)</p>	
第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	第3章 指導計画及び 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	
<p>第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 2 特に留意する事項</p> <p>第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 1 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動 2 子育ての支援</p>	<p>1 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動 2 子育ての支援</p>	